

選 択 約 款

(家庭用空調契約)

2 0 2 1 年 1 1 月 1 0 日

静 岡 ガ ス 株 式 会 社

(小売登録番号D 0 0 0 9)

目 次

1. 約款の適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	2
9. 単位料金の調整	3
10. 名義の変更.....	4
11. 契約の変更または解約	4
12. その他	4
付 則	5
（別表）	
1. 料金の算定方法	6
2. 料金表	7

1. 約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、冷凍能力22.4kW (6.4US. RT) 以下のガスエンジンヒートポンプ方式の機器およびガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「夏期」とは7月分（6月検針日の翌日から7月検針日まで）から9月分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）までの3か月間をいい、「夏期を除く期間」とは10月分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）から6月分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）までの9か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (6) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) 家庭用空調機器を専用住宅または併用住宅で使用する需要で、1 需要場所において設置するガスメーターの能力（お客さまの申し込みにより、当社が特別の事情があると判断し、ガスメーターを2個以上設置した場合はそのガスメーターの能力の合計とします。）が、10立方メートル毎時以下であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合。
- (2) 本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款12（1）に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 適用開始日は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。
- (4) 解約日は次のとおりといたします。
 - ① 一般ガス供給約款 10 における解約日の取り扱いと同様といたします。
 - ② 適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合の解約日は、適用条件を満たさなくなった日といたします。
- (5) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その最低利用期間経過前に解約または一般ガス供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。((6)において同じ)。
- (6) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、最低利用期間経過前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社または当社の子会社（会社法第 2 条第 3 項の定める子会社をいいます。）に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、(別表)の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただ

し、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、(別表)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により(別表)の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、(別表)1.(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋0.082円×(原料価格変動額／100円)×(1＋消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金－0.082円×(原料価格変動額／100円)×(1＋消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

83,090円

② 平均原料価格（トンあたり）

(別表)1.(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9424 \\ & \quad + \text{トンあたりプロパン平均価格} \times 0.0633 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、またはこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2021年11月10日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）調整単位料金を算定しなかった場合、夏期基準単位料金は、料金算定期間の末日が夏期に属する料金に適用し、夏期を除く期間の基準単位料金は、料金算定期間の末日が夏期を除く期間に属する料金に適用いたします。

（５）料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（１円未満の端数切り捨て）

＝料金×消費税率／（１＋消費税率）

２．料金表（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	４，８４０．００円
------------------	-----------

（２）基準単位料金

区 分	夏期	夏期を除く期間
１立方メートルにつき	１３１．８２円	１６７．５０円

（３）調整単位料金

（２）の各基準単位料金をもとに９の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。